

インバウンドを対象とした食ブランド発信事業委託業務
企画提案指示書

1 委託する業務名

インバウンドを対象とした食ブランド発信事業委託業務

2 業務の趣旨・目的

大阪・関西万博の開催を契機として、あべのハルカスや日本の玄関口である羽田空港及び成田空港において、より多くのインバウンドに対して道内各地域の食と観光の魅力を発信し、道産食品のブランド力向上及び海外需要の獲得を図る企画提案を公募し、優れた提案をした者に事業の実施を委託する。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

なお、業務の遂行に当たっては、事業を円滑に進められるよう、他の道施策との連携も含めて、具体的な取組については、北海道経済部食関連産業局食産業振興課と協議の上、実施すること。

(1) あべのハルカス近鉄本店における食と観光の魅力発信に係る取組

あべのハルカス近鉄本店において、大阪・関西万博等で訪れるインバウンドを対象に、道内市町村・物産協会と連携した北海道フェアを実施すること。

ア 会 期：令和7年（2025年）9月のうち1週間程度
午前10時～午後8時を想定

イ 場 所：下記2会場（別添「近鉄百貨店あべのハルカス本店2階」参照）
・北海道どさんこプラザあべのハルカス店
・あべのハルカス近鉄本店タワー館2階イベントスペース

ウ 販売商品数：2会場あわせて道産食品100品以上

※そのうち、道施策商品を20品以上販売すること。

なお、道施策商品を販売する際、説明用POP・ポスター等を掲示すること。

エ 陳列販売：常温、冷凍及び冷蔵商品を販売できる環境（什器等）を整えること。

オ 対面販売：2会場あわせて5者が対面販売（試飲試食販売あり）を行えるようにすること。

カ 広 報：両会場において、ポスター等を活用し、インバウンドに対して北海道の食と観光の魅力が伝わるようなプロモーションを実施すること。

キ そ の 他：

(ア) インバウンドに対して、効果的に道産食品の魅力を伝えるため、あべのハルカス近鉄本店2階イベントスペースにて、次の項目を含む有料試飲試食販売を行うこと。

・試飲試食できる場（バーカウンターなど）を6席分設けること。

・商品販売は、北海道産ワイン、日本酒及びチーズを必須とし、その他の商品についても、提案可能とする。

なお、(1)ウの販売商品数に含める。

(イ) (1)エで販売する商品及び(1)オに出店する事業者は、道と調整の上決定すること。

(ウ) 出品する商品は道産食品（道内で生産、製造又は加工が行われ、(1)イにおいて、最終消費者に対して販売することができるもの）とし、出品事業者は道産食品の製造・販売を行う事業者（道内に本支店等を有するものに限る。）、道内市町村及び物産協会等とすること。

(エ) 通訳員や翻訳機を配置するなど、インバウンドに対して販売商品の説明ができるように工夫すること。

(2) 羽田空港における食と観光の魅力発信に係る取組

羽田空港施設内において、インバウンドを対象に、道内市町村・物産協会と連携した北海道

フェアを実施すること。

ア 会 期：令和7年（2025年）9月のうち1週間程度
午前10時～午後6時を想定

イ 場 所：下記2会場
・北海道どさんこプラザ羽田空港店
・羽田空港第3ターミナルイベントスペース（面積20～30㎡程度を想定）

ウ 販売商品数：2会場あわせて道産食品100品以上
※そのうち、道施策商品を20品以上販売すること。
なお、道施策商品を販売する際、説明用POP・ポスター等を掲示すること。

エ 陳列販売：常温、冷凍及び冷蔵商品を販売できる環境（什器等）を整えること。

オ 対面販売：2会場あわせて3者が対面販売（試飲試食販売あり）を行えるようにすること。

カ 広 報：羽田空港内におけるデジタルサイネージ等を活用し、フェア開催告知及びインバウンドに対して北海道の食と観光の魅力が伝わるようなプロモーションを実施すること。

※放映期間はフェア開催期間を含む1ヶ月程度

※プロモーション動画は、道から提供

キ その他：

(ア) (2) エで販売する商品及び(2) オに出店する事業者は、道と調整の上決定すること。

(イ) 出品する商品は道産食品（道内で生産、製造又は加工が行われ、(2) イにおいて、最終消費者に対して販売することができるもの）とし、出品事業者は道産食品の製造・販売を行う事業者（道内に本支店等を有するものに限る。）、道内市町村及び物産協会等とすること。

(ウ) 通訳員や翻訳機を配置するなど、インバウンドに対して販売商品の説明ができるように工夫すること。

(3) 成田空港における食と観光の魅力発信に係る取組

成田空港施設内において、インバウンドを対象に、道内市町村・物産協会と連携した北海道フェアを実施すること。

ア 会 期：令和7年（2025年）9月のうち1週間程度
午前10時～午後6時を想定

イ 場 所：成田空港第1旅客ターミナル 北海道食賓館

ウ 販売商品数：道産食品50品以上
※道施策商品を20品以上販売すること。
なお、道施策商品を販売する際、説明用POP・ポスター等を掲示すること。

エ 陳列販売：常温、冷凍及び冷蔵商品を販売できる環境（什器等）を整えること。

オ 対面販売：3者が対面販売（試飲試食販売あり）を行えるようにすること。

カ 広 報：成田空港内におけるデジタルサイネージ等を活用し、フェア開催告知及びインバウンドに対して北海道の食と観光の魅力が伝わるようなプロモーションを実施すること。

※放映期間はフェア開催期間を含む1ヶ月程度

※プロモーション動画は、道から提供

キ その他：

(ア) (3) エで販売する商品及び(3) オに出店する事業者は、道と調整の上決定すること。

(イ) 出品する商品は道産食品（道内で生産、製造又は加工が行われ、(3) イにおいて、最終消費者に対して販売することができるもの）とし、出品事業者は道産食品の製造・販売を行う事業者（道内に本支店等を有するものに限る。）、道内市町村及び物産協会等とすること。

(ウ) 通訳員や翻訳機を配置するなど、インバウンドに対して販売商品の説明ができるよう

に工夫すること。

(4) インバウンドの購買動向調査

インバウンドの購買動向を把握するため、購買動向調査の項目を設定の上、(1)～(3)において、それぞれ50件以上の調査を実施すること。

なお、調査結果については、(1)～(3)の会場に出品及び出店した事業者に対してフィードバックすることとし、フィードバックの手法については提案すること。

(5) 報告書の作成

次の項目を含む報告書の作成をすること。

なお、下記エについては、提案すること。

ア (1)～(3)の実施結果(売上実績、売上分析を含む)

イ (4)の調査結果

ウ 当該事業実施後のインバウンドに係る課題、対応策及び今後の展開方法

エ その他、事業成果として報告できる項目

4 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約締結日の日から令和8年(2026年)3月6日(金)まで

5 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

- ・業務実施に必要なかつ十分なものとなっているか。
- ・道内関係団体・事業者とのつながりをはじめ、十分な知見やマーケティング活動の実績を有しているか。
- ・業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。

(2) 企画提案内容

- ・あべのハルカス近鉄本店における食と観光の魅力発信に係る取組について、フェアの実施内容は、事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
- ・羽田空港における食と観光の魅力発信に係る取組について、フェアの実施内容は、事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
- ・成田空港における食と観光の魅力発信に係る取組について、フェアの実施内容は、事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
- ・企画全体を通して、具体的かつ実現性が高いものであり、道産食品のブランド力向上及び海外需要の獲得を図る内容となっているか。
- ・インバウンドの購買動向調査の項目の設定・考え方が適切であるか。
- ・報告書の項目の設定・考え方が適切であるか。

(3) 道施策との適合性

- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定)のいずれかに該当しているか。(認定グレードに応じて加点。)
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定)のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」(保健福祉部障がい者保健福祉課実施)の一定以上の認証ポイントを取得しているか。(一定以上の認証ポイントを取得している場合に加点。)
- ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。(宣言している場合に加点。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者でも宣言していれば加点。)

6 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。ただし、アについては、構成員のうち最低1者以上とする。
 - ア 道内に本社又は事業所等を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ア コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。
 - イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7 再委託の禁止

- (1) 次のような場合は、再委託を認めない。
 - ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
 - イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
 - ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合
- (2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。
 - ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
 - イ 再委託することに合理的な理由があるとき。
 - ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。
- (3) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

8 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書及び添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様式 別添様式による。

- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 令和7年(2025年)3月24日(月)正午(必着)
- (5) 提出場所 10の(6)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による。
持参の場合、受付時間は土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。なお、提出期限である3月24日は正午までとする。

9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書及び付属資料
(道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合、国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の認定書(写し)や認証書(写し)、宣言書(写し)を提出してください。)
- (2) 様式 企画提案書は、別添様式による。付属資料はA4サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書及び付属資料とも12部
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの11部は提案者名を記載しないもの。
※企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和7年(2025年)4月7日(月)正午(必着)
- (5) 提出場所 10の(6)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による。
持参の場合、受付時間は土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。なお、提出期限である4月7日は正午までとする。

10 その他

- (1) 企画提案
この企画提案指示書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、理由を付記のうえ、企画の提案を認めることとする。
- (2) 予算に係る留意事項
本業務は、国の令和7年度(2025年度)のデジタル田園都市国家構想推進交付金事業の採択決定前、かつ、令和7年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、国の採択の可否や議決結果によっては、委託業務の内容について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。
その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。
- (3) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (4) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他
 - ア 会場の日程、使用条件等を確認する必要がある場合は、食産業振興課に問い合わせること。
(株)近鉄百貨店、羽田空港施設管理者、成田空港施設管理者及び北海道さんこプラザ(羽田空港店、あべのハルカス店)運営者に直接問い合わせしないこと。
 - イ 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - ウ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - エ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - オ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

カ 全ての提出書類は返却しない。

キ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(6) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係（担当：岩元）

電話 011-204-5766（内線26-817）

ファクシミリ 011-232-8860

